



自主防災組織について

令和7年度新任町内会長説明会

岡山市危機管理室



<自主防災組織とは>

地域住民がともに協力して、

自主的な防災活動を行う組織です。



<なぜ自主防災組織が必要なの？>



「阪神・淡路大震災」 (平成7年1月17日)

死者：6,434人※

マグニチュード7.3

※死者の約9割が建物倒壊や家具の下敷きによる犠牲者

写真提供：神戸市



消防も、警察も、自衛隊も、
すぐにはたどり着けない！





「阪神・淡路大震災」 (平成7年1月17日)

死者：6,434人※

※死者の約9割が建物倒壊や家具の下敷きによる犠牲者

生き残った方の約8割 (77.1%) が近隣住民の方に救助されています。

図表1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数

出典「平成26年度防災白書」



推計：河田恵昭 (1997)「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号参照。ただし、割合は内閣府追記。



このように、いざという時に災害を乗り越えるためには、日ごろから、防災活動をはじめとしたコミュニティ活動をとおしてお互いに助け合う地域づくりを行っていただくことが重要です。

岡山市内でも、平成最悪の浸水被害が発生した平成30年7月豪雨災害では、住民同士の避難の声かけにより、市内で亡くなった方はいませんでした。



こうした共助の中心となるのが**自主防災組織**です。



<自主防災組織を結成しよう！>



自主防災組織は地域の防災活動を効果的に行える規模が望ましいことから、**岡山市では町内会や連合町内会を単位として結成されています。**

結成にあたっては、地域住民が組織の結成に合意し、規約、役割図などを定め、岡山市に結成届を提出いただくことにより結成することができます。

(※) 手続きの詳細については、岡山市危機管理室にご相談ください。



※結成届の様式は岡山市危機管理室のHPに掲載しております。



◆日ごろから



- ・ 命を守るための知識を増やす (防災学習)



- ・ 逃げるための「声かけチーム」をつくる



- ・ 逃げるための地図を作る

- ・ 逃げるための練習をする (防災訓練)



◆災害時

- ・ 避難の誘導・支援
- ・ 安否確認
- ・ 初期消火活動
- ・ 負傷者の救出・救護
- ・ 情報の収集・伝達
- ・ 避難所の運営





防災に関する学習会



避難誘導訓練



まち歩き・防災マップの作成



避難所運営訓練





- 岡山市では身近な地域での「共助」が災害時の避難活動につながるよう、自主防災組織の結成促進及び活動活性化のための助成制度を実施しております。

自主防災組織結成時の助成金

<避難活動準備助成金>

■対象

単位町内会が結成した自主防災組織

のうち、次に該当する組織

- ①令和7年度に「新規結成」した組織
- ②令和元年度から6年度に「新規結成」し、助成金を未申請の組織
- ③平成30年度までに結成済(既存団体)で、助成金を未申請の組織

■助成額 ※1団体に1回限り

支出した対象経費のうち、以下の金額を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

<左記①②の場合>

10万円+(世帯数×500円)を上限

※①②計算例：10万円+(200世帯×500円)=20万円

<左記③の場合>

世帯数×500円を上限

※③ 計算例：200世帯×500円=10万円

<学区(地区)連絡調整助成金>

■対象

連合町内会が結成する防災組織のうち、助成金を未申請の組織

■助成額 ※1団体に1回限り

支出した対象経費のうち、30万円を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

岡山市危機管理室HPに関連情報や申請書類を掲載しております。



岡山市 自主防災組織

検索



自主防災組織の活動時の助成金

<活動運営費助成金>

■対象

単位町内会が結成した自主防災組織
連合町内会が結成した防災組織(※)

※個別避難計画作成による加算は単位町内会が結成した自主防災組織のみ対象



■助成額 ※年1回を上限

支出した対象経費のうち、以下の金額を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

①通常枠：2万円

防災訓練もしくは防災学習会を開催すること

②上乗せ部分：3万円

次のア・イのいずれかを実施すること

- ア. 地域の避難支援体制づくりに向けた取組
- イ. 避難所運営に関する活動

- 例) ○声かけ等による避難誘導・安否確認の訓練
○高齢者など災害時要配慮者などが参加する、避難訓練・避難所運営訓練
○避難所利用者登録票を使った避難所運営訓練

③個別避難計画作成による加算：提出件数×3千円

※要件を満たした個別避難計画のみが対象となります。

<加算の例>

【① + ② の活動を実施】
⇒上限額：50,000
【個別避難計画5件作成】
⇒加算額：15,000円
【活動に要した経費】
⇒80,000円 の場合

加算による上限額=交付額 65,000円

基本上限額 50,000円	加算額 15,000円	町内会 負担額 15,000円
------------------	----------------	-----------------------



<助成金の活用にあたり、ご注意いただきたいこと>

○助成金は、活動や経費の支払の前に、危機管理室に助成金交付申請を行い、**交付決定通知を受けておく必要があります。**

※交付決定日より前の日付の領収書は、助成金交付の対象になりません。

○助成金の対象となる経費か判断が難しい場合は、危機管理室までご相談ください。

経費の対象とならないものの一例

- ・ ジュースやコーヒー、紅茶、アルコール類
(対象となる飲料は、水分補給のための水、お茶、スポーツドリンクです。)
- ・ 茶菓子やお弁当など (炊き出しのための食材は対象となります。)
- ・ 活動参加者への景品
- ・ 町内会役員などへの活動報酬

ご理解、ご協力をお願いいたします。



<助成金の申請について>

事業実施の20日前までに、危機管理室または各区役所で申請手続きを行ってください。



自主防災組織の活動時の助成金

<活動運営費助成金>

■ 加算の対象となる個別避難計画の要件

要件①

令和6年度避難行動要支援者名簿（基準日：2024年10月1日）の掲載者について作成した計画であること

※基準日時点で、名簿に掲載されていない方については、計画書の提出とともに本人等から名簿登録の申請をしていただければ、加算の対象となります。

要件②

過去に計画が作成されていないこと

※すでに作成済みで、令和4年度末までに市へご提出いただいた計画書については、対象となりません。

要件③

原則として岡山市が定めた計画書の様式に基づいて作成していること

※独自の様式をお使いの場合も、下記の項目の記載が必要です。

- (1)要支援者の氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)住所又は居所、(5)電話番号その他の連絡先、
- (6)緊急時の連絡先、(7)支援者（※支援者について、個人名の記載が難しい場合は、自主防災組織や町内会、班など、対応される団体名をご記入ください。）

<地域防災マップ作成助成金>

■ 対 象

単位町内会が結成した自主防災組織
連合町内会が結成した防災組織

■ 助成額 ※3年に1回のみ

支出した対象経費のうち、3万円を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。



保険について



岡山市では、令和5年度から、自主防災組織に属し、防災活動を行う方が、災害時の活動中に事故等でケガをされた場合の補償保険に加入しました。

保険のポイント

1 自主防災組織のメンバーによる災害時の活動が対象です。

岡山市に結成届を提出している自主防災組織に所属されている方が、災害時の活動を行っている際に事故でケガをされた場合の傷害保険です。

2 自主防災組織での保険料の負担は不要です。

保険料は、岡山市が負担し、保険の加入を行います。

3 事前の加入手続きは不要です。

万一事故が発生した場合、事故の状況を書面で報告していただきます。
また、ケガをされた方が自主防災組織のメンバーであることの確認のため、名簿の提出が必要となります。



岡山市危機管理室HPに案内チラシや関係様式を掲載しております。

岡山市 自主防災組織 補償

検索





対象となる活動

市が、あらかじめ自主防災組織に依頼している下記の活動が対象となります。



	活動内容	
平 時	○避難訓練（※）	
発災時	○避難支援 ○避難誘導	
	○安否確認	
	○初期消火活動	
	○負傷者の救出、救護	
	○情報の収集、伝達	
	避難所 運営	○避難所開設準備 ○避難所開設支援 ○配食、給水活動 ○炊き出し ○連絡係

※市が企画、運営等に関わる訓練、もしくは「岡山市自主防災組織等育成事業助成金」交付申請により、事前に報告のあった訓練に限る。



補償の内容

補償の種類	支払事由	補償の額	
死亡補償	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき	1人につき 500万円	
後遺障害補償	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき	1人につき 20万円以上500万円以下	
入院・ 通院補償	事故の日から180日を経過するまでの間に入院または通院した場合	入院日数/額	通院日数/額
		1～5日/1万円	1～5日/5千円
		6～15日/3万円	6～15日/1万円
		16～30日/6万円	16～30日/3万円
		31～60日/9万円	31～60日/ 4万5千円
		61～90日/12万円	61日以上/6万円
		91日以上/15万円	—

※活動中の事故で第三者の身体や財物に損害を与えた場合の賠償責任保険の適用はありません。



事故発生時の手続きの流れ

1 事故通報

事故が発生した場合、本人もしくは組織代表者から、速やかに危機管理室まで電話または、FAXにて「事故発生通報書（様式1）」の内容についてご連絡ください。

2 事故の報告

- （1）事故通報連絡後、「事故報告書（様式2）」、自主防災組織名簿及びその他事故を証明する書類を危機管理室までご提出ください。
※事故発生から報告までの期間が長期になった場合、保険会社による事故調査が困難になることがありますので、速やかにご報告ください。
- （2）市からの事故報告を受け、保険会社が事故調査を行います。調査後、適用となった場合は、本人との間で補償額が決定されます。

3 保険金の請求

保険適用となった場合、市から保険会社に「保険金請求書」を提出しますので、「保険金振込口座登録書」をご提出ください。

4 保険金の受取

保険会社により請求内容についての確認が行われ、確認後、「保険金請求書」に基づき保険金が支払われます。保険金受領後30日以内に、市まで領収書をご提出ください。



ご注意いただきたいこと

下記のような場合は、保険の対象となりません。

- **自分自身の避難行動中の事故**
- **活動者の故意または重大な過失による事故**
- **地震、津波等に直接起因する事故**
- **活動者の無資格運転や酒酔い運転による事故**
- **脳疾患、疾病または心身喪失による事故**

自主防災組織の活動は、自分やご家族の安全を確保した上で、行っていただくものです。



ご静聴ありがとうございました

